

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	能美防災株式会社			コード	6744
提出日	2025/5/30	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	塩谷 慎	社外取締役	○													○		有
2	平野 啓子	社外取締役	○													○		有
3	鷲見 哲也	社外取締役	○										△					有
4	長濱 晶子	社外取締役	○								▲							有
5	福田 真人	社外取締役	○										△					有
6	安部 道雄	社外取締役	○										○				訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	塩谷慎氏は、株式会社富士銀行の取締役、JFEスチール株式会社の監査役および五洋建設株式会社の取締役を歴任しており、その経歴から培われた幅広い知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から当社の経営にあたっていただくため、独立役員に指定いたしました。 なお、株式会社富士銀行の取締役は1997年に退任し、五洋建設株式会社では社外取締役であったことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
2	—	平野啓子氏は、内閣府中央防災会議の専門調査会委員等の公職を歴任しており、その経歴から培われた幅広い知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から当社の経営にあたっていただくため、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
3	鷲見哲也氏は東京海上日動火災保険株式会社の出身であり、当社は同社と取引関係がありますが、その取引規模は当社の連結売上高および同社の連結経常収益の1%未満と僅少であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	鷲見哲也氏は、東京海上日動火災保険株式会社の専務執行役員等を歴任しており、その経歴から培われた幅広い知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から当社の経営にあたっていただくため、独立役員に指定いたしました。 なお、東京海上日動火災保険株式会社と当社は取引関係がありますが、左記のとおり主要な取引先等には該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
4	長濱晶子氏の二親等内の親族が、当社が顧問契約を締結している弁護士法人松尾総合法律事務所に所属しておりましたが、1997年に退所しているため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	長濱晶子氏は、長濱・水野・井上法律事務所に所属する弁護士であり、弁護士として培われた専門的な知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から取締役の職務遂行を監査、監督していただくため、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏の二親等内の親族が、当社が顧問契約を締結している弁護士法人松尾総合法律事務所に所属しておりましたが、左記のとおり退所から既に25年以上が経過していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
5	福田真人氏は三井住友海上火災保険株式会社の出身であり、当社は同社と取引関係がありますが、その取引規模は当社の連結売上高および同社の連結経常収益の1%未満と僅少であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	福田真人氏は、三井住友海上火災保険株式会社の取締役副社長執行役員等を歴任しており、その経歴から培われた幅広い知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から取締役の職務遂行を監査、監督していただくため、独立役員に指定いたしました。 なお、三井住友海上火災保険株式会社と当社は取引関係がありますが、左記のとおり主要な取引先等には該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
6	安部道雄氏は富士電機株式会社の特別顧問を務めており、当社は同社と取引関係がありますが、その取引規模は当社および同社の連結売上高の1%未満と僅少であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	安部道雄氏は、富士電機株式会社の取締役執行役員専務等を歴任しており、その経歴から培われた幅広い知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から取締役の職務遂行を監査、監督していただくため、独立役員に指定いたしました。 なお、富士電機株式会社と当社は取引関係がありますが、左記のとおり主要な取引先等には該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。